

ウッドフレンズ名古屋港ゴルフ倶楽部 友の会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ウッドフレンズ名古屋港ゴルフ倶楽部友の会（以下「友の会」という）と称する。

(目的)

第2条 友の会は、ウッドフレンズ名古屋港ゴルフ倶楽部（以下「当倶楽部」という）の施設利用を通じて、健全なゴルフの普及と向上に努めるとともに、豊かで快適な湾岸環境を創出することを目的とする。

(権利)

第3条 友の会会員（以下「会員」という）は、当倶楽部の経営、優先的プレー等のいわゆるメンバーコースにおける権利を有しないことを確認するものとする。

(運営)

第4条 友の会の運営は、すべて当倶楽部で行う。

(解散)

第5条 友の会は、当倶楽部の都合により解散することができる。この場合、会員は解散に対して異議を申し立てることはできない。

(会則の改訂)

第6条 友の会会則の改訂は、当倶楽部で定めるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

(細則)

第7条 友の会会則に定めのない事項については、必要に応じ当倶楽部がこれを定めるものとする。

第2章 会員

(入会手続)

第8条 友の会に入会しようとする者は、所定の申込手続を行い、年会費の払い込みを完了し、当倶楽部の承認を得なければならない。

(有効期間)

第9条 会員の有効期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。

(入会資格)

第10条 18歳未満の者は親権者の同意を必要とする。

2 暴力団員及び暴力的不法行為の恐れがある者と、当倶楽部の施設を利用することが好ましくない者は入会できない。

(年会費)

第 11 条 年会費は友の会の定める金額とし、入会時または更新時に全額を納入する。年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(資格の喪失)

第 12 条 会員は、次の事由が生じたときは、その会員の資格を失う。

- (1) 会員が退会したとき
- (2) 会員が死亡したとき
- (3) 会員が除名されたとき
- (4) 所定の更新手続きを行わずに、有効期間が満了したとき

(資格の消滅)

第 13 条 会員は、次に該当する行為が生じたときは、その資格を取消し、または停止することができる。

- (1) 当倶楽部利用約款、友の会会則に違反したとき
- (2) 当倶楽部または友の会の名誉及びしんようを傷つけ、または秩序を乱したとき
- (3) その他会員としての品位を損なうと認められる行為及び犯罪行為のあったとき

(会員証)

第 14 条 友の会は会員に対し、会員証を交付する。会員証の紛失、破損、盗難等の場合、会員は当倶楽部の定める費用を支払い、再発行するものとする。

(会員証の提示)

第 15 条 当倶楽部が会員に対し会員証の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。

(会員証の有効範囲)

第 16 条 会員証 1 枚につき会員本人のみを有効とする。

(住所変更等の届け出)

第 17 条 会員が住所、氏名等の届け出内容を変更した場合は、速やかに友の会にその旨を届け出なければならない。

(特典)

第 18 条 会員は、友の会の定める特典を受けることができる。

(義務)

第 19 条 会員は、次の義務を負う。

- (1) 当倶楽部利用約款、友の会会則、エチケット・マナー等を遵守すること
- (2) 友の会の秩序を乱し、名誉を傷つける行為をしないこと。
- (3) 会員相互の友好を心がけ、ほかの友の会会員及びプレーヤーに迷惑をかける行為をしないこと。

平成30年度 ウッドフレンズ名古屋港ゴルフ倶楽部

友の会 会員募集要項

- 1 目的 ウッドフレンズ名古屋港ゴルフ倶楽部の施設利用を通じて、健全なゴルフの普及と向上に努めると共に、豊かで快適な港湾環境を創出することを目的とします。
- 2 特典
 - ・ J G A公式ハンディキャップの取得(有料)による各種競技(アンダーハンディ、スクラッチ、選手権等)への参加
 - ・ ポイントサービス(来場回数に応じて景品贈呈)
 - ・ 倶楽部ハウス内売店商品を会員価格にて販売(一部商品を除く)
- 3 会員種類 個人会員のみ
- 4 有効期限 平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 年会費 2,160円 ※更新は1,000円
- 6 入会方法
 - ① 所定の入会申込書に必要事項を楷書で記入し、免許証等身分の証明できるものを提示の上、お申込み下さい。
 - ② 年会費(2,160円)を現金にてお納め下さい。
 - ③ 会員証をフロントにてお渡しいたします。
- 7 お問い合わせ ウッドフレンズ名古屋港ゴルフ倶楽部
TEL 0567-68-6651(代表)
〒498-0069 愛知県弥富市富浜一丁目4番